

第 17 期文化審議会第 6 回総会（第 76 回）

開催日時 平成 30 年 3 月 23 日（金）10:00～11:30

場 所 文部科学省庁舎（東館）3 階 3F1 特別会議室

議 題 (1) 各分科会・部会からの報告
(2) その他

出席者 ・委 員： 馬淵委員（会長）、石井委員、岩崎委員、大淵委員、沖森委員、
亀井委員、紺野委員、道垣内委員、宮崎委員、やすみ委員、
渡辺委員
・文化庁： 宮田文化庁長官、中岡文化庁次長、永山文化庁審議官、藤原文化
部長、山崎文化財部長、熊本文化財部文化戦略官、水田著作権課長、
奈良国際課、江崎芸術文化課長、高橋国語課長、田村宗務課長、
高橋伝統文化課長、圓入美術学芸課長、大西記念物課長、豊城文化
財部参事官、井上文部科学戦略官、松永政策課専門官
その他関係官

議事録

【馬淵会長】 それでは、ただいまより今期最後の文化審議会総会を開催いたします。
年度末で大変御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。今期の各
部会・分科会の審議状況の御報告を頂き、意見交換を行いたいと思います。

先立ちまして、宮田長官から御発言を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

【宮田長官】 皆様、おはようございます。馬淵会長からお話ございましたように、大
変精力的に、かつ中身の濃い御審議を頂戴したことを、改めて感謝申し上げます。ありが
とうございました。

昨年の 6 月、新・文化芸術基本法の施行を受けて、松野前大臣から諮問を受けて以来、
皆様方に数々の御審議を頂戴したことに、改めて感謝申し上げます。これほど
短期間に集中的に御審議を頂いたことは、私も文化審議会を委員としてやらせていただい
た経験から見ましても、今回ほどすばらしい実績を得られたことはないのではないか。こ
れも馬淵会長をはじめとして、委員の皆様方の御尽力と思い、深く感謝する次第でござい
ます。

同時に、私は2年間、文化庁の長官を拝命しまして大変うれしく思うのは、先生方と同時に文化庁の課長以下、行政官の皆さんの力というのか、とてもうれしく思います。それは、はっきり言って、来たときと全く違っている感じがして、とても誇りに思う次第でございます。

こんなことを言うと、例えとしてはいかなものかと思いますが、今年の10月に明治の150年になるのだそうです。それから、文化庁ができて50年ということでございまして、ちょうどあの頃の坂本龍馬の言葉で、大変私の好きな言葉の1つで、「世の既成概念を破るというのが、真の仕事である」とございます。まさしく先生方、そして行政官のみんながしっかりと、単なる既成概念ではなくて、それを超える新たな門出を作ってくださいった感じがするので、とてもうれしく思っております。

その明治期を調べますと、若者や女性では一番最初に渡米されたのは6歳だそうですね。そこからアメリカのいろいろな文化を吸収して、日本に持ってきた。そして大学を作られたというお話もございますので、いろいろな意味で、これからの新・文化庁というものを、より促進させていただくためには、先生方並びに行政の皆さんのお力が必要なのかと思っております。

文化庁も50年を迎えまして、新たな政策並びに組織改編をしっかりとやっていきまして、皆様方の御期待に沿えるように頑張っていきたいという気持ちで、汗をかくことに魅力を感じております。常に文化庁は見られていると同時に、尊敬される文化庁であるという気持ちになってきている気がするものですから、とてもうれしく思いますし、また今後とも皆様方のお力を頂戴したいと思っております。

大変申し訳ないのですが、別件のためこれにて中座いたしますが、馬淵会長の下で今期最後の総会をしっかりとお進めいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

【馬淵会長】 御挨拶をありがとうございました。

(宮田長官退室)

【馬淵会長】 それでは、今期の各部会・分科会の審議状況の御報告をお願いしたいと思います。

まず、国語分科会における審議状況と今後の主な課題について、沖森副分科会長から御

報告をお願いいたします。

【沖森委員】 沖森です。伊東分科会長が本日欠席でありますので、私が2つの小委員会の報告をいたしたいと思います。

今期の国語分科会の審議状況について報告いたしますが、資料の1を御覧いただきたいと思います。国語分科会では、国語課題小委員会及び日本語教育小委員会の2つの小委員会を設け、審議を進めてまいりました。この度、両小委員会での審議を基にした報告がまとまりました。

まず、国語課題小委員会における検討内容を中心として取りまとめた、「分かり合うための言語コミュニケーション」について報告申し上げます。これは、平成25年2月に分科会が示した報告、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」が今後の課題として挙げたもののうち、コミュニケーションの在り方についてと言葉遣いについてを併せて取り上げ、審議してきたものであります。資料1の裏に参考資料1として、この報告の概要をお示ししておりますので、そちらを御覧ください。

日本には伝統的に、言葉で言い尽くさずとも互いに察し合う文化があると言われてきました。しかし、都市化、国際化、情報化などの進展とともに、価値観が多様化し、共通の基盤が見付けにくくなっているおそれがあります。したがって、これからの時代においては、言葉によって考え方や気持ちを互いに表現し合い、理解を深めていく必要があるかと思われまます。

一方で、近年の社会においては、「コミュニケーション」や「コミュニケーション能力」といった言葉に強い期待感が寄せられているようであります。例えば、企業が大学新卒者に期待する能力の第1位が、十数年にわたり「コミュニケーション能力」であるといった調査結果が話題になることもあります。

しかし、「コミュニケーション」や「コミュニケーション能力」という言葉の使い方や、それに対して抱くイメージは、人によって異なります。考えをはっきりと言語化して伝達する力とみなす人もいれば、言葉にせずとも相手の意図を察し、それに合わせて行動することであると考え人もいます。また、言葉の使い方に限定した能力だと考えている人もいれば、問題解決能力や企画力、発想力など、言葉以外の面にもまたがる総合的な力を指して用いられることもあります。

そこで、国語課題小委員会では、一般に広くコミュニケーションと呼ばれる事柄のうち、どのような側面を取り上げればよいかについて検討し、「複数の人が互いの異なりを踏まえ

た上で、情報や考え、気持ちなどを伝え合い、理解し合い、その理解を深めるという働き」に注目いたしました。このうちの言葉を中心とした伝え合いを、「分かり合うための言語コミュニケーション」という言葉で表し、検討の対象といたしました。

報告では、まず第Ⅰ章で基本的な考え方を説明し、続いて、第Ⅱ章では、参考資料1の四角の中に「これからの時代のコミュニケーションに必要な考え方」を示しております。そして第Ⅲ章では、具体的な方策として、円滑な伝え合いを実現する上で、言語コミュニケーションを「正確さ」「分かりやすさ」「ふさわしさ」「敬意と親しさ」の4つの要素に整理して考えることを提案しております。

「正確さ」とは、コミュニケーションの目的が達成されるよう、互いにやり取りする情報、考え、気持ちなどを、意図するとおりに誤解なく伝え合うための必要な要素であります。「分かりやすさ」とは、やり取りする情報、考え、気持ちなどを言い換えたり、例えを使ったりして、相手と歩み寄りながら伝え合い、お互いを理解するために必要な要素であります。「ふさわしさ」とは、やり取りする内容に関して、互いにとってふさわしい話題や言葉を選び、コミュニケーションを成功させるために必要な要素であります。そして最後に、「敬意と親しさ」とは、伝え合う者同士が、敬語と敬語以外の言葉をうまく使って、互いに心地良い距離に立って伝え合おうとすることを言っております。

これら4つの要素は、互いを支え合っているだけではなく、対立する側面も持っております。例えば、法令や約款などは難しい文体で書かれていることがありますが、これをむやみに分かりやすくしようとすると、厳密な運用ができなくなるかもしれません。専門的な用語などは上手に言い換えを使うなどして、分かりやすい言い方をすることが大切ですが、正確さを犠牲にするわけにはいかない場合もあるかと思われます。

伝え合いの目的、相手、場面や状況によって、4つの要素のうちのどれを優先し、あるいは控えるのか、バランスをうまく取りながら言語コミュニケーションを行うよう意識しておくことが、望ましい伝え合いのためのきっかけになるのではないかとというのが、この報告の趣旨になっております。

さらに、この4つの要素を意識して言語コミュニケーションを考える上でのヒントとなるように、Q&Aの形式で説明を加えています。言語コミュニケーションは、相手や目的、場面の状況によって、その都度、より望ましい在り方を取らなければなりません。そのことを前提とした上で、現在の日本語の在り方や、日本語に対する国民の意識、調査研究の結果・成果などを踏まえて、具体的な35の問題を取り上げたQ&Aを作成いたしました。

以上のように、国語課題小委員会では、様々な場面にも通用する言語コミュニケーションという課題に取り組んでまいりました。多くの方に、この「分かり合うための言語コミュニケーション」を手にとっていただき、何らかの手掛かりや目標を見付けていただきたいと願っております。

次に、日本語教育小委員会における検討内容を中心として取りまとめた日本語教育人材の養成・研修の在り方について、御報告申し上げます。資料1の1枚目ですが、その中段の日本語教育分野の部分を御覧いただきたいと思います。これは、平成25年2月に日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で示された11の論点のうち、日本語教育人材の養成・研修の在り方について、平成28年度から2年にわたり審議してきたものであります。

資料1の2枚目から3枚目には、参考資料2として、この報告の概要を示してありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

まずは検討の経緯ですが、日本語教師の養成はこれまで、平成12年に文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」で取りまとめられた「日本語教育のための教員養成について」に基づき行われてまいりましたが、様々な課題が指摘されております。主な課題としては、平成12年の報告は、日本語教師の養成についてのみ示されたものであり、日本語教育人材の活動分野や役割に応じたものとはなっていないという点や、養成における必ず学習すべき教育内容が示されていない点、平成12年から既に18年を経過しており、古くなっている点などが指摘されております。

そのため、本報告においては、日本語教育人材の役割を、(1)日本語教師、(2)日本語教育コーディネーター、(3)日本語学習支援者の3つに整理し、日本語教師については、養成段階、初任段階、そして中堅段階に区分し、日本語教育コーディネーターについては、地域の日本語教室における地域日本語教育コーディネーターと、いわゆる在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関における主任教員について、検討することといたしました。

参考資料2の2枚目を御覧ください。日本語教育人材の養成・研修の在り方を検討するに当たって、まずは日本語教育人材に求められる資質・能力について整理いたしました。日本語学習支援者を含む全ての日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力を3つと、専門家としての日本語教師に求められる資質・能力を5つお示ししてあります。

その上で、役割や段階ごとに求められる資質・能力を、「知識・技能・態度」に分けて整理しております。

次に、「3. 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容」では、求められる資質・能力を育成するために必要な教育内容と、それぞれのモデルとなるカリキュラムを、「教育課程編成の目安」として、それぞれの役割・段階ごとにお示ししました。

3 枚目を御覧ください。日本語教師の役割や段階ごとの養成・研修の体系を御理解いただけるよう、参考として、「日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた日本語教師と日本語教育コーディネーターの養成・研修のイメージ」を図で示してあります。

まず、図の左側の青い部分が、日本語教師の養成段階となりますが、ここを修了した方が、それぞれの分野で日本語教師として活動されることになります。その際、緑色で示した「生活者としての外国人」や、青色で示しました「留学生」、ピンク色の「児童生徒等」、活動分野別の専門性を身に付けるための初任者向け現職者研修と位置付けております。

初任の次の段階には中堅があり、分野横断的な研修内容としております。中堅から、更に熟練の日本語教師として活躍される場合もありますが、更に日本語教育コーディネーターを目指される方は、地域日本語教育コーディネーターや主任教員として、多様な機関・団体との連携協力のほか、日本語教育プログラムの策定・実施といった役割を果たすために必要な研修を受けていただくことを想定しております。

2 枚目に戻りますが、「3. 日本語教育人材の養成・研修の在り方」を御覧いただきたいと思います。今回のポイントの1つは、(1) 日本語教師の①で示しました養成段階に必要なとされる教育内容については、「平成12年の報告」では重み付けがなく、146の教育内容がランダムに例示されておりましたが、本報告では、教育実習をはじめとする教授法や、日本語教育のための日本語分析や文法などの50の教育内容を、必須の教育内容としてお示した点にあります。

今回の報告には参考資料として、活動分野ごとの日本語教育人材の連携のイメージ図や、日本語教育人材のキャリアパスの事例を5つほど掲載しております。いずれも例ではございますが、今後の取組の参考としていただくとともに、日本語教師を目指して学んでおられる方々には、進路選択の際の参考としていただければと願っております。

来期は引き続き、就労希望者、難民、海外の活動分野における研修の在り方について検討を行うとともに、資格の在り方についても検討する予定でございます。

最後に、資料1の下の方ではありますが、今後の課題としましては、国語分野では、つま

り国語課題小委員会においては、公用文の在り方について審議を行い、平成 31 年度中をめどに報告を取りまとめる予定であります。日本語教育分野につきましては、日本語教育小委員会において、引き続き、日本語教育人材の養成・研修の在り方のうち、就労を希望する外国人、難民、海外の各活動分野について審議を行うとともに、資格の在り方についても審議を行い、平成 30 年度中をめどに報告を取りまとめる予定であります。

国語分科会からの報告は以上であります。

【馬淵会長】 沖森委員、御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に対して、御意見・御質問等ありましたらお願いします。何かございますか。委員会に御出席の先生方や、外部からでも結構でございます。

どうぞ、やすみ委員。

【やすみ委員】 私も国語分科会に所属しておりますので、今の沖森委員の報告と併せて発言をさせていただきたいと思います。

今回、「分かり合うための言語コミュニケーション」とタイトルを付けまして、まとめ上げ、報告書になりました。もちろん、言葉全てが、言葉だけがコミュニケーションの手段ではないことも踏まえながら進めていかなければいけない議論でしたので、なかなか最初は大変だと思いながら取り組んでいたのですが、私たちの日常の中で、言葉 1 つでコミュニケーションがうまくいったということもあれば、その一言で駄目だった、何か相手との関係が壊れてしまったという経験が、誰にも 1 つや 2 つあるのではないかと想像しながら、進めてまいりました。

ですので、この報告書をできるだけたくさんの方に見ていただけるように、届くように、言葉は心という思いを込めながらまとめ上げましたので、どうかほかの委員の先生方、分科会の皆さんも興味を持っていただいて、御協力いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【馬淵会長】 やすみ委員、ありがとうございました。現代の社会に適応するような、非常に綿密なすばらしいまとめをしてくださったと思います。4 つの要素などを見ていると、いろいろ現場で、ここがずれていたために人間関係が悪くなったなど、いろいろなことが思われます。様々な場で、この御報告を生かしていけたら、大変すばらしいのではないかと思います。

ほかの御意見、あるいは、どちらからでも。

紺野委員、どうぞお願いいたします。

【紺野委員】 御報告ありがとうございました。「分かり合うための言語コミュニケーション」というものが、これからますます重要になっていくと思います。そういった中で、特に教育現場などで、こういったものをベースとしたワークショップであるとか、ロールプレイング、演劇的な要素を取り入れて実践するような取組も、ますます盛んになっていくとよろしいのではないかと感じました。

以上です。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

ほかに何か御意見あるいは補足等、特にございませんでしたら、次の御報告に移ってよろしいでしょうか。

それでは、次は著作権分科会の審議状況の御報告でございます。道垣内分科会長よりお願いいたします。

【道垣内委員】 今期の著作権分科会における審議状況と今後の主な課題につきまして、資料2に基づきまして御報告申し上げます。

著作権分科会では、その運営規則に基づいて、使用料部会というものが設置されておりますが、それ以外に今期の分科会では、3つの小委員会を分科会の下に設置いたしました。それが法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会、そして国際小委員会でございます。

今期の第1回の会合では、これは前期の著作権分科会で実質的にはほぼまとまっていたところではございますが、柔軟性のある権利制限に関するもの、教育の情報化の推進に関するもの、障害者の情報アクセス機会の充実にに関するもの、そして著作物等のアーカイブの利活用の促進についてのもの、そういった事項についての取りまとめを行いました。そして、それを踏まえまして、今般、先月の23日になりますが、著作権法の一部を改正する法律案が閣議決定されて、現在国会に提出されているところでございます。

また、3つ目の丸でございますが、規制改革推進会議から示された高等学校の遠隔教育に関する課題への対応、それから、今後の著作権政策の方向性や具体的施策に関する「文化芸術推進基本計画に向けた意見」といった取りまとめも行いました。

以下では、3つの小委員会と使用料部会の審議結果等について御報告申し上げます。

まず、法制・基本問題小委員会についてでございます。ここでは主に、リーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為への対応と、権利者不明著作物等の利用円滑化について、検討を行いました。

リーチサイトというのは、お分かりにくいかもしれませんが、この種の問題について使われている言葉でございます。インターネット上、自分のウェブサイトにはコンテンツは載せておりませんで、多くは違法にアップロードされたコンテンツが載っているほかのウェブサイトをクリックすると飛んでいけるもの、URL といいますが、それを表示することによって、その違法サイトへの誘導というものを行っている、そういうウェブサイトをリーチサイトと言っています。このようなリーチサイトを、どう捉え、どう扱うかについての検討でございます。

これにつきましては、まずは関係の方々のヒアリングを行いました。1 つは、ネット検索事業者やプロバイダー事業者といった、プラットフォーマーと言われている方々。それからもう一方、興味がある情報が掲載されている URL を知らせることは、現代のインターネット社会においてはみんなで情報を共有するためには不可欠な手段であり、違法にアップロードされていなければ規制されるべきではない役割を果たしており、他人のウェブサイトに掲載しているものが違法かどうか分からないかもしれないわけですし、違法なアップロードがされたものかどうか知らずにその URL を張り付けるということもあり得るので、表現の自由に関わる問題もあるのではないかということから、憲法学者の意見も伺うなど、そういったことを行いました。

その上で、民事と刑事に分けてなのですが、民事的に私人間同士では、そういったリーチサイトを運営している者、差止め請求がどのような場合にできるのかを検討しました。非常に悪質なものに限るのか、どうやって適切に限定するのかといった問題です。

それから、もう一方では、刑事罰を科すという刑事面について、これは警察・検察が動くということですが、現在の法制の下でも、刑事罰を科すことができるのではないかと、いった点について検討しました。そういうリーチサイトを運用するということは、違法なアップロード行為をしている人を手伝えることになると考えられるということです。著作物を違法にアップロードされることによって、本当に深刻な損害を受けている方々もいらっしゃいます。例えば漫画の雑誌の中には、市場に出る前にアップロードされてしまうものもあると聞いておまして、そうすると、本来売れるべきものが全く売れないということがあり得るわけです。そういった違法アップロード行為をしている人、それは悪いに決まっているわけですが、その人が作っているウェブサイトへの誘導をするということは、幫助（ほうじょ）というのですが、一緒になって手伝いをしていることになるので捕まえることができるのではないかと、という問題について検討しました。

現在の法制の下でも、それは処罰できるのではないかという見解と、いや、それは新たな制度が必要なのではないかという見解がありますので、そこをどのように切り分け、どういう整備をするのか、これは、刑罰を科すということですから、何が悪いことで、何が許されることなのか分からないと、一般の方が無駄に心配になってしまい、友達に有益な情報提供をしたことが処罰されるということになっては困りますから、明確に、可罰的（かばつてき）な行為を書き込むということが必要なわけですが、それをどのように特定していくのかについて検討を行いました。

まだ結論は出ておりませんので、この課題につきましては、今後とも表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、権利保護の実効性を確保するという観点から、しかしゆっくり時間をかけていいわけではないので、速やかに検討を進めていく必要があろうと存じます。以上が、リーチサイトについての今期の審議の結果でございます。

次に、権利者不明著作物等の利用の円滑化についてでございます。著作権がまだ消滅していない著作物、つまり、著作者がお亡くなりになってから50年を経っていないだろうと思われる著作物を利用しようと思っても、著作権を相続している遺族の方々の情報が分からない、誰から許諾を得ればいいのか分からない、そういう著作物のことを孤児著作物、orphan worksと言ったりするわけですが、そういったものを円滑に利用できるようにすることが文化の発展等のためにはプラスがあることから、どのようにしていけばいいのかというのが問題の所在でございます。

拡大集中許諾制度、これは幾つかの外国にはある制度でございますが、これを導入しようとか、現行の日本法にもある著作者不明等の場合の裁定制度というのがあるのですが、それ見直したらどうかとか、そういったことについて検討を行いました。

この拡大集中許諾制度というものは、一定以上の著作者から著作権を委託されたり信託されたりしている団体、これを集中管理団体と申しますが、あるタイプの著作物について、そういう団体が一定以上の管理を行っている場合には、その団体に、そのタイプの全ての著作物についての管理権を与えることによって、これが「拡大」ですが、すべてについて許諾を与え、利用の対価を徴収するということができるようにするのが、この拡大集中許諾の制度でございますが、それを導入する場合に、そうすると、自分はそんな団体には任せたくないという人が後から出てくるかもしれませんし、お金を渡すにしても、それは結局、どこの誰の懐に入っていくのかということも決めておかないといけませんので、そういったことをどうしていくかを検討いたしました。

ヒアリング等も行いまして、今後、これもゆっくりではいけないと思いますので、速やかにその成果を踏まえて更に検討を進め、何らかの成案に至ることが必要だろうと思われます。

なお、現行の裁定制度では、利用しようとしている著作物の著作者が分からない、典型的な例の一つは、入試問題に使われた国語の問題文の文章、あるいは英語の文章を、事後に問題集で使いたいという場合です。試験で使うのは著作者の権利制限がされているので使えるのですが、問題集の出版は営利で行うものですから、許諾を得る必要があるのですが、誰の文章か分からない。大学に聞いても教えてくれないということがあるようでございまして、それについて、一般的な基準に基づいて計算された額の金員を国に供託することによって適法に利用することを可能としているものです。

そういう制度が現在あるのですが、その手数料が1万3,000円だったと思いますが少し高いので、それを少しお安くして、使いやすくしましょうということが実現しています。そのほか、もう少しそういうサービスを集中的にやるという実験とか、いろいろ既に行われておりますが、そういった現行の制度にも手を付けるということも議論されております。

次、3 ページですが、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議状況でございます。このまとめのところは非常に簡潔に書いてございますが、なかなか難しい問題でございます。私が正確にこの場で、この時間内に御説明できるかどうか分かりませんが、まず、著作物の私的利用はしてよろしいというルールが著作権法の中に規定がございまして、自分で音楽を聞いたりする、再生したり聞いたりすることができるように、昔からなっています。しかしデジタル技術により高品質の録音録画ができるようになってきて、オリジナルのものと全く変わらない音質・画質で私的利用ができるようになったことに対応して、それだとあまりにクリエイター、すなわち著作権者たちに入るべきお金が、入らなくなってしまうということから、私的録音録画補償金制度というものが導入されました。

これは、個々の著作物の利用の際にお金を取るのではなく、録音録画機器等を買うときに、消費者が一定額を、知らない人もいると思いますが、払う仕組みです。

ところが、その後どんどんと技術が変化・発展していきまして、単純な録音録画機器は減少し、多くの人が持っているのは、ポケットの中に入るようなものでも、高度な録音録画ができるだけではなく、他の用途にも使うことができる機器になってきました。詳しくは省きますが、平成24年には最高裁判決がありまして、新しいタイプのものには課金でき

ないということが裁判で確定してしまいまして、現在、補償金の徴収額が激減してしまっている状態にあります。そこで、クリエイターへの適切な対価還元を今後どうしていくのかという課題について検討がされました。

方法としては、私的録音録画補償金制度をもう少し変えるということが一案であり、それがこの①です。2番目が契約と技術、これをどのようにするのかという問題なのですが、別の形の対価還元策を盛り込むという考えです。それから、3番目はクリエイター育成基金ですが、これは横並びの選択肢ではないのですが、どのようにしていくのがいいのかという検討を行いました。委託事業で調査を行ったり、アンケート調査を行ったりして、現在の人たちが日々の生活の中でどのように録音録画をしているのかということも調べて、どうしていくべきかという議論を行いました。

これは結構、対立が激しくて、録音録画の機器等を作っている人たちは、新たに課金されては困るというお立場です。そういう機器は購入したからといって、私的録音録画だけに使われているわけではない、あるいは全然使わない人もいるわけですから、にもかかわらず一定額を課金されるのはおかしいではないかという御意見です。そうは言っても実際には使われており、クリエイターへの適切な還元はされていないのではないかと、時代に変化に対応して課金すべきだというお考えがあり、どうしていくかという対立がございます。

多様な意見があるわけですが、検討の方向といたしましては、クリエイターに対する対価還元手段の在り方としては、契約と技術による対価還元モデルが、今後実効性ある形で構築され、どのように機能し得るか、推移を見守っていくことが重要だという意見のほか、代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き補償金制度を、より現実的なものに作り替えていくことが必要だという意見も相当数ございました。

さらに、そういった議論がこの小委員会であったわけですが、分科会でもその報告を受けて議論されまして、現在、現在音楽は一旦録音するのではなくて、ネット上を流れている状態をそのまま聞く、ストリーミングというのですが、それがされているので、録音録画に限って何かお金を取ろうというのが、そもそも古いのではないかと議論もあります。では、それにどう対応していくのか。現時点のものを前提にしても、更に追い越されてしまうかもしれないので、どうしていくかが難しいところでございます。

今後の課題といたしましては、私的録音に関する対価還元手段の具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画については対価還元手段の在り方を抜本的に考える。そういう方向で議論を進めていくべきだというのが現時点の検討状況でございます。

次に、3 ページの下の真ん中辺りですが、国際小委員会についての審議の経過等について御報告申し上げます。今期のこの小委員会では、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方、これは WIPO（ワイポ）という国際機関での議論に対応するという事。それから、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対応していく。そういった2つの課題について審議を行いました。

まず、WIPO における議論への対応ですが、ずっと議論されているものの一つとして、放送事業者の権利をどうしていくか。特にインターネット送信、オンデマンド配信とか言われているものですが、そういったものについて、放送機関の権利をどうしていくか。著作権者は権利があるのは当然なのですが、何か権利侵害されたときに、著作権者が一々権利主張することは困難ですので、放送局として文句を言えないと実効的ではないということが背景にあります。一人一人の著作権者が見付けるのも大変ですし、何かを言うていくのは非常にコストがかかりますので、放送機関が何か言えるようにした方がいいということです。

しかし、どのようなタイプの行為について、どのようなタイプの放送機関に権利を認めるのか。放送機関は、今は伝統的放送機関と言われていますが、従来からのテレビ局のようなものははっきり分かるのですが、今はいろいろな人たちが放送的なことをしているので、どの範囲に権利を与えるかがなかなか難しい状況でございます。とは言っても、中核のところ、伝統的放送機関の権利を早く認めてあげるようにし、さらに、義務的保護まで定めなくてもいいのではないかとということで、とにかく早く条約を作った方がいいというのが大方の意見でございます。

次に、インターネットによる国境を越えた海賊行為でございます。これは、先ほど申しましたリーチサイトなりの場合も、誘導する先のウェブサイトは国内にあるとは限らない。リーチサイト自体ももしかすると外国のサイトもあるのかもしれませんが、インターネットですので、国境という概念はほぼ意味がないわけです。そのような中で、日本のコンテンツは世界中で好まれているらしいので、きちんと対価を払ってもらえればいいことなのですが、海賊行為、つまり、勝手にアップロードし、勝手にダウンロードするということが行われており、どうやってそれに対応していくのかでございます。

各国どうやっているのかという調査も行い、そういう成果の中で、とても強い手段としては、サイト・ブロッキングというものがございまして、これは、侵害をしているサイトへのアクセスをできなくしてしまうことです。これはインターネットの自由な情報の流通

からすると、全く逆なことなわけですが、しかし違法な海賊を捕まえることが難しい以上、ユーザーのアクセス制限してしまうわけですから、非常に有効であろうという議論がございました。

ただ、これは非常に危ないといえますか、どのサイトを狙い撃ちするのかということについては慎重にしなければいけませんし、それを制度的にどう担保するかも難しいので、慎重な議論が必要です。とはいえ、現状の国境を超えた海賊行為がもたらしている被害を考えれば、非常に有効ではないかという評価がございました。

ただ、それも限定的ではないかという意見もあり、地道な活動としましては、著作権というのは物と同じく、勝手に使うのは泥棒と一緒にのだということを、諸外国、特にアジア各国において、様々な形で普及啓発をしていくことが従来行われており、その成果も、見えづらいものではございますが、上がりつつあるということから、そういった活動は今後も必要だろうという意見でございます。

次に、使用料部会の審議につきましても御報告申し上げます。使用料部会は幾つかの仕事があって、その中の一つは、先ほどの著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額を決めるというのがございます。それから、教科書等掲載補償金という、教科書に使った場合に幾らの著作権料を著作者に支払うのか、その額を決めるということがあり、それは通常のルーチンであるわけです。それらに加えて、今期においては、これは御存じのところだと思いますが、音楽教室において楽曲が使われていることが、演奏権の侵害になるのではないかということ、あるいはそうではないという御意見があり、現在、訴訟が行われているところなのですが、その訴訟とは別に、JASRACが文化庁長官に届け出た使用料規程、これはそういう利用については使用料を取るということを前提にした規定ですが、それが届けられたので、それに対して、音楽教育を守る会という団体から、裁判が確定するまでその使用料規定を認めないでほしい、認めないという文化庁長官の裁定をしてくれという申立てがございました。

これについて、法律上、本来この文化審議会が文化庁長官に答申をするのですが、それを著作権分科会におろし、著作権分科会が使用料部会におろすという仕組みになっております。その結果、実質的に使用料部会において審議がされ、その答申案が文化審議会で認められ、馬淵会長から宮田長官にその答申が渡されたということでございますが、それが3月5日でした。それに至る過程で、両当事者の意見を聴く、あるいは音楽教育の専門家、あるいは法律の専門家からの意見を聴くなど、そういった手続をしたというの

が、この最後のパラグラフのところの活動でございます。

結論としては、音楽教育を守る会の申立ては認めないということではございますが、JASRAC の側も直ちに利用料を取り始めるかというところ、裁判をやっている人から取るのは事実上難しく、混乱が起こるかもしれません。そこで、任意で払うというか、契約に応じるという人からは、もちろんもらうけれども、そうでない方からは頂かない、さらには、事前に、現在でも契約して払いましょうという人から利用料を頂いたとしても、最終的に裁判で JASRAC が負ければ、そのお金はお返しするのは当然でありましてそういったことが適切だということも使用料部会で検討され、答申にも盛り込まれました。

以上が今期の著作権分科会における審議状況でございます。引き続き検討が必要とされた課題を含め、様々な問題が起きており、来期以降も検討が必要だろうと思います。

以上で私の報告を終わります。

【馬淵会長】 詳細な御報告をありがとうございました。

誰の権利を守るのかというところで、ちょうどいい辺りを探ってくださっていると思いますが、この件に関して、皆様から御意見・御質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

著作権を守りたい側と使用したい側と、いろいろいらっしゃると思いますが、大変ややこしいので、私もこれは文化審議会の会長として答申するという事になって、慌てて読んだのですが、非常に煩雑なお仕事をやっていただきまして、ありがとうございます。

御質問と御意見、ございますでしょうか。どうぞ、宮崎委員。

【宮崎委員】 報告ありがとうございます。特に今、いろいろなものがインターネットの上で流通というか、複製されていくと思うのですが、特に御報告の国際的なところで、あるいは国際的ばかりでなく、国内のところでもそうだと思うのですが、著作権が侵害されているという数的な把握ということは、そういうデータのある程度踏まえた上で、今後検討していくということになるのではないかと思います。そういう数的な把握状況について教えていただきたいと思います。

【馬淵会長】 どうぞ委員会の方からお答えくださるか、あるいは事務方の方。

【道垣内委員】 私は直ちに数字は分かりませんが、様々なところが数字を出していて、アメリカも巨額なお金が取れていないというレポートを何度も出していると思いますが、もし最新の状況があれば、数字があれば教えていただきたいと思います。

【馬淵会長】 どうぞ事務方からお願いします。

【水田著作権課長】 特に公式に、どのくらい侵害されているというのは、なかなか多分、集めるといいますか、非常に難しいとは思っているのです。業界ごとにそれぞれ、被害が何億円とか、そういったことを発表されてはいるのですが、すいません、今、物は持ち合わせていないのですが、業界ごとにそういったことをおっしゃっていると。

【道垣内委員】 少なくとも億ではなくて、兆だと思いますが、ことの性質上、正確な数字は計算できないと思われます。

【馬淵会長】 御回答、よろしいでしょうか。

ほかに御意見・御質問ございますでしょうか。

委員会での御議論をありがとうございました。

それでは、次の御報告に行きたいと思います。次は文化財分科会の審議状況でございますので、亀井分科会長よりの御報告をお願いいたします。

【亀井委員】 それでは私から、文化財分科会における審議状況等についての御報告をさせていただきます。

お手元の資料の3でございます。文化財分科会では、文化財保護法153条という規定がございます、文科大臣あるいは文化庁長官から諮問されました案件につきまして、調査審議を行っているところでございます。

今期につきましては、分科会を11回開催いたしました。特に今期では文科大臣より、時代に即応した今後の文化財の保存と活用に関する在り方について、意見をまとめるようにという緊急諮問がございましたので、分科会の下に企画調査会を設置しまして、13回集中審議を行って、意見として取りまとめ、昨年11月に文科大臣に答申させていただいたところでございます。

それ以外、通常業務としては、国宝・重要文化財の指定等につきましては213件、1ページから2ページに掛けて主なものが載っておりますが、登録文化財の登録につきましては655件、重要文化財や史跡等の現状変更の許可等につきましては1,677件、合計2,545件の答申を行ったものでございます。

そのうち代表的な事例を紹介させていただきます。3ページを御覧ください。皆様よく御存じだと思いますが、本年3月、第190回の分科会におきましては、宗教法人妙法院の木造千手観音立像、一千一軀（く）。いわゆる三十三間堂の通称名で知られております蓮華王院本堂（れんげおういんほんどう）に安置されている仏像でございますが、後白河法皇の御願（ごがん）として、平清盛の請負により造営されました。長寛2年（1164年）に供

養の儀が営まれたものであります。

堂内に立ち並ぶ1,000体の等身千手観音像は、大掛かりな造寺造仏（ぞうじぞうぶつ）が盛んに行われました平安時代中期におきまして、破格の規模を誇るものであります。しかしながら、建長元年（1249年）、市中で発生した火災で堂は類焼いたしまして、その多くが失われてしまいましたが、文永3年（1266年）まで約17年を掛けて、お堂の再興、それから仏像の再建が行われまして、それ以来数次にわたる修理を経ながら、今日に伝わっております。

創建当初の仏像は124軀を数え、いずれも繊細で優美な院政期の中央仏師の技量をよく示しているものでございます。大半を占める鎌倉再興の仏像は、運慶の長子、湛慶（たんけい）率いる慶派（けいは）に京都仏師の院派（いんぱ）、円派（えんぱ）を加えた、当時主流3派の仏師たちにより集中的に制作されたものであります。全体として、王朝文化の華やかさと壮大な規模を伝える記念碑的作例であるこの仏像を、昭和49年末から45年掛けまして、保存修理が完成したというのを機に、その美術史的な価値に鑑み、国宝に指定するよう答申したものでございます。

次に、加曽利貝塚（かそりかいづか）でございます。天然記念物につきましては、89件の指定についての答申を行いました。加曽利貝塚は、縄文中期の直径140メートルの環状の北貝塚と、縄文時代後期の長径190メートルの馬蹄（ばてい）形の南貝塚などから成る大規模な集落跡でございます。

この遺跡は明治時代より注目されているものでありますが、昭和30年代に入りまして、遺跡の周辺地で宅地開発や、あるいは工場の建設なども計画され、周辺の開発が急激に進みました。事前の発掘調査を進めた結果、国内最大級の貝塚を含めた集落遺跡であり、関東地方の縄文土器編年上の標式遺跡と呼ばれるものであるということが分かりましたので、全国的な保存運動、大変な保存運動が起きました。その結果、遺跡の保存、公有化が決定されたものでございます。そして、昭和46年に北貝塚が、それから南貝塚が昭和52年に史跡に指定されたものであります。

文化財的な価値といたしましては、加曽利貝塚は、今述べましたように、縄文時代中期中葉から晩期中葉までの集落変遷も詳細に追える希有（けう）な事例であって、豊富な遺構や遺物からは当時の生活や生業、食生活などを明らかにすることが可能であります。加えて、昭和30年代後半に全国展開した保存運動からは、埋蔵文化財保護の歴史を語る上で欠かせない存在であって、さらに、貝塚断面を直接観察できるような整備手法、ある

いは、保存とともに設置されました博物館における遺跡保護等の活動につきましては、埋蔵文化財の整備・活用に関する先駆的事例として高く評価されているものでございまして、教科書に掲載されるなど、国民に広く親しまれ、ほかに類例のない重要な遺跡によって、特別史跡に指定するように答申したものであります。

なお、参考までに申しますと、縄文時代の特別史跡といたしましては、青森県青森市の三内丸山遺跡、秋田県鹿角市の大湯環状列石、長野県茅野市の尖石石器時代遺跡に次いで4件目、貝塚といたしましては初めての史跡というものでございます。

続きまして、秩父吉田の龍勢（りゅうせい）、重要無形民俗文化財の指定でございます。秩父吉田の龍勢は、埼玉県秩父市下吉田にある棕（むく）神社の秋季例大祭時に、五穀豊穰（ほうじょう）や天下泰平などを願って、煙火（花火）を打ち上げる奉納行事であります。龍勢の製造と打ち上げは、耕地と呼ばれる集落を基礎とする27の流派ごとに行われます。この流派が煙火の製造技術や仕掛けなど、独特の系統と伝承を保っているものでございます。

当日は、芦田山の麓に設けられましたやぐらから、写真で見るように、30本程度の龍勢が一日掛けて打ち上げられます。口上を述べられた後、点火された龍勢は、このやぐらのてっぺんから白煙を噴きながら300メートルほどの高さまで舞い上がって、背負物（しよいもの）と呼ばれる落下傘（らっかさん）や唐傘（からかさ）、有色の花火玉などの仕掛けを空中で鮮やかに展開させるものでございます。

秩父吉田の龍勢は、煙火の製造から打ち上げまでを地域の人たちが行っている希少な例でございまして、我が国における打ち上げ式煙火の典型的なものとして、奉納煙火の風習の変遷や地域の展開を考える上で重要であることから、重要無形民俗文化財の指定を答申したものでございます。

以上が今期の文化財分科会の審議状況ですが、今後の課題といたしましては、引き続き検討が必要とされる課題を含めまして、次年度も文科大臣や文化庁長官の諮問等に応じまして調査審議を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

幾つか続けて部会の御報告を頂きまして、それに関する御議論はまとめてということにしたいと思います。

それでは、美術品補償制度部会の審議状況について、圓入美術学芸課長から御報告をお

願いいいたします。

【圓入美術学芸課長】 それでは、資料4を御覧いただければと思います。馬淵部会長の代理ということで、御説明をさせていただきたいと思います。

今回、第7期の部会でございますが、審議状況につきましては、真ん中にご置きます審議案件5件を審議いただき、補償契約を締結するということでの答申を頂いたものでございます。なお、今、6件と書いてありますが、1件は審議中のご置しまして、来年度開催予定のループル美術館展ということを予定しております。

この実績でございますが、23年6月に法律が施行いたしました後、通算30件ということで認めていただいております。平成29年度の契約総額につきましては、約3,000億円、創設以来の契約総額につきましては、1兆4,300億円ということになっております。補償対象となった美術品は、約2,800点ということで活動が上がっております。

ただ一方で、今後の課題でございますが、こういった御申請いただく案件につきまして審議を頂くわけでございますが、法律施行時にも附帯決議といたしまして、この運用につきましては見直しを行うということをお願いをいたしまして、今年度につきましては、29年度に実施をするということで予算計上されております調査研究を実施中でございます。年度末までには、この報告をまとめたいと考えておりますが、これまでのこの制度の実績の効果と課題ということを来年度検証いただき、必要に応じて制度について見直しを図るということで御審議を頂きたいと思っております。

特に委員の先生方から多い御意見といたしましては、これまでの実績がかなり国立、それから地方の大きな公立の美術館・博物館の実績が多くございましたが、地方の、どちらかというと中小の美術館・博物館の申請がなかなか困難な状況にあるということがございます。その要因といたしましては、補償対象額・範囲でございますが、下限額が50億円ということになっておりますので、こういったものを引き下げるべきではないか、もう少しバリエーションを広げられるような制度の見直しをすべきでないかという御意見と、手続がかなり多いという御意見も頂いております。

審議いただくときには、美術品だけではなくて、受け入れていただく美術館の、例えば建物、設備、温湿度管理の状況、それから輸送の状況なども審議を頂くということになっておりますが、効果としては、そういった環境面ということで、先生方から改善の御指摘を頂くということでの成果は上げていただいているということでございますが、申請の諸手続が大変であるという御意見も頂いております。

今年度につきましては、そういった実施の運営の状況につきまして、美術館・博物館の皆様アンケートを取らせていただくということと、海外の類似の制度につきまして、この10年ぐらいで変わってきているということもございますので、諸外国の今の実施状況、制度について、調査をさせていただいているところでございます。

美術品補償制度部会につきましては以上でございます。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

一言だけ、部会長をしていた立場で申し上げますと、大変いい制度だと私は思います。そして、この制度を作るのに、かなり長い年月を皆様努力されて作ったのですが、運用上、今、圓入課長がおっしゃったように、非常に使いにくい、制限が非常に多いということで、ノウハウを蓄積している美術館や博物館、あるいは大きな新聞社ですとかそういうところは、これを利用することによって経費の削減というメリットがあるのですが、本当にそれを使いたい、経費や予算が限られている展覧会でなかなか使えないというのが、いろいろ矛盾した部分でございまして、これに関しても、是非財務省との厳しい闘いを勝ち抜いていただきたいと思います。また、この制度を皆様に見守っていただきたいと思います。

それでは、次は世界文化遺産の部会からの審議報告をお願いいたします。大西記念物課長から御報告をお願いいたします。

【大西記念物課長】 佐藤部会長が御欠席でございますので、事務局から御報告いたします。資料の5を御覧ください。

昨年度までは世界文化遺産・無形文化遺産部会ということで、世界文化遺産と無形文化遺産を1つの部会で行っていただいていたのですが、今年度からは効率的な運営を行うために、世界文化遺産部会、それから無形文化遺産部会と分けて御審議を頂くことにいたしております。

世界文化遺産部会の調査審議状況でございますが、世界遺産条約に基づく世界遺産一覧表に推薦する候補として、推薦書素案の提出がありました大阪の「百舌鳥（もず）・古市古墳群」、北海道・北東北の縄文遺跡群、それから佐渡市の「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」のそれぞれの推薦内容について調査審議を行いました。

今年度の選定に当たりましては、それぞれの資産につきまして、推薦後、イコモス及び世界遺産委員会による審査・評価次第では、推薦内容を抜本的に見直す必要が生じる可能性もあるということも視野に入れて選定を行いました。その上で、推薦内容の検討状況が

現時点で相対的に最も進んでおり、また推薦後、審査・評価を推薦内容の見直しに反映させる余地が大きいと考えられる「百舌鳥・古市古墳群」を選定していただきました。

また、残りの2つにつきましては、今後も検討を深める必要がある事項を整理していただきまして、推薦準備を進めている関係の地方公共団体に伝達を行ったところでございます。

選定していただきました「百舌鳥・古市古墳群」につきましては、その後、推薦書案を審議していただき、日本政府から推薦されることについて文化審議会として了承していただきました。それに基づきまして、1月末までに日本政府から推薦を行ったところでございます。

今後の課題でございますが、引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項について調査審議を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【馬淵会長】 御報告ありがとうございました。

それでは、次に無形文化遺産部会の審議状況について、岩崎部会長から御報告をお願いいたします。

【岩崎委員】 岩崎です。資料6の無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題について説明させていただきます。

先ほど説明がありましたとおり、無形文化遺産部会は今年独立いたしまして、この部会だけの課題の審議を行い始めたところです。この資料に沿いながら、多少補足をしながら進めていきたいと思っております。

私たちの部会は、ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づきまして、無形文化遺産代表一覧への記載に向けて、どの案件を提案することが適当かということを審議することが主な審議事項であります。現在行っていますのは、過去にユネスコに提案したものの、未審査のままペンディングになっている案件である綾子踊(おどり)、諸鈍芝居、多良間の豊年祭、建造物修理・木工、木造彫刻修理の5つを再提案していく方法を審議しております。

これまでの方針に基づきながら、グルーピングを行ったと資料には書かれていますが、このグルーピングについて説明いたします。ユネスコの無形文化遺産保護条約は、運用が始まって10年ほどの若い条約で、それぞれの国に無形文化遺産保護の現状があります。締約国のほとんどが無形文化遺産の保護について、あまり意識が高くない一方、日本のようにかなり歴史があつて、実績も積んでいる国もあります。

運用が始まって10年たって、例えば日本であれば、国内法で指定を受けている案件を、順次ユネスコに申請していくという最初の方針に対してユネスコの審査の過程で様々な条件が付けられてきたというのが現状です。

一番このグルーピングが必要になった背景としては、日本の国内法では、ある都市の、またある地域の、無形文化遺産を1件として数えて文化財として指定していきます。ですから、各市町村に複数件の国指定無形文化財があるわけなのですが、それらは合計300を超え、しかも年々増えていきます。それを1個1個、代表一覧表に提案するということをスタートしたのですが、そうすると審査の過程で、去年審査した無形文化遺産と今年出てきている祭りはどう違うのですかという類似性を問われるという、非常に難しい問題に日本は直面いたしました。

今行っているのは、そうであれば、ある程度共通な文化的な要素があるものをグルーピングして、何件かをまとめて提案するという方法が適切ではないか。その方法については、既に日本では3件ほどの実績がありまして、33件の行事をまとめて「山・鉾・屋台行事」として提案するというをやってきたのですが、ユネスコの審査の過程では、その方法については良い評価を得ています。このような日本の努力をほかの国も評価しようじゃないかという好意的な評価を得ています。

ということで、今ここに、未審査のペンディングの5件を、1個1個ではなく、できる限り共通の要素を織り込んだものをグルーピング、グループにして提案していく努力をしております。

この5件の未審査案件のグルーピングについての審議を重ねて、日本からの提案案件は実質上2年間に1件しか審査されないという制約を踏まえて、5つ示されている登録基準、つまり無形文化遺産のユネスコの条約の中の定義に合っているかということですか、文化の多様性の問題、保護措置が図られているかなど、その関連のコミュニティーの人たちの同意があること、国内の目録に既に記載されているか、あるいは記載されている途中であるかという、この5つの基準を加味して、どの案件が一番準備が整っているかということを検討してまいりました。

それを全て勘案した結果、今年度の選定候補ということで、選定した時点において最も準備が整っていると判断されたのが、建造物修理・木工を中心にグルーピングをいたしました、長いタイトルですが、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」というものを選定いたしました。

今後の課題といたしましては、ほかの4件、それから、それ以外にも、ユネスコの無形文化遺産の定義と国内法の定義が必ずしも一致していないという現状がありますので、そこを調整しつつ、今後も無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定であります。

以上です。

【馬淵会長】 御報告ありがとうございました。

それでは、今まとめて3つの部会からと、文化財分科会からの御報告を頂きまして、それに関して、ここでまとめて御意見・御質問を頂戴したいと思います。どの部会、分科会でも結構ですので、どうぞ自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

あるいは、今回、今年度最後の第6回の総会でございますので、今年度1年間の御活動等についての御感想でも結構でございます。今日御発言なかった石井委員から、一言お願いいたします。

【石井委員】 私の所属しています日本語教育小委員会の今年度のことですが、先ほど沖森委員から詳細の御説明がございましたが、今まで日本語教育はどちらかというと、大学や日本語学校など学校組織がきちっとできて、留学生という身分で学ぶ学生に対して中心にやってまいりましたが、大分前から生活者という言葉が当てはまるような方たちが非常に増えて、それが全国各地の非常に様々な地域にいらっしゃるということが起こっています。

今回の改定で、学ぶべきことを3つのグループに分けて、内容も精査し、それからステップを養成の段階から初任、中堅と上がっていく道筋を付けるというように整理されましたが、それは当然、教育そのものの質を上げるということと同時に、日本語教育が抱えているもう一つの教える側の待遇の問題、大学や日本語学校、そういった学校機関はきちっと母体があって、お給料が出るわけですが、実は地域においては、そういった学校組織を作るということ自体が、人数的にも、あるいはそういった人たちの経済状況その他の条件によってもできないという問題への対応という側面があります。

日本語の教育機関がないところの方が圧倒的に多いのですが、そこで、今までずっと日本語教育を続けていらした方たちの中には、非常に高い専門性をお持ちで、当然プロとしていろいろなところでやれるような能力がある方もたくさん育っていらっしゃるのですが、そういう方たちに対して、ボランティアという一言で全部済まされて、待遇面でも、あるいは自治体などいろいろな話合いをするときにも、十分な意見を認めていただくような機

会が持ちにくいということが、ずっと続いてきました。

今回の整備によって、教育の道筋をしっかりさせるための人材育成ということができると同時に、それに当たっている人々の安定した、あるいは適切な処遇といえるでしょうか、そういった道を開いていく一步になるだろうというところで、今期まとめておりますものが形として出ていくということを、大変有り難く思っております。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

大淵委員、お願いいたします。

【大淵委員】 先ほどから各部会・分科会からの御報告をお伺いいたしまして、やはり文化というのは非常に重要であることは当然なのですが、多様で、いろいろな面からアプローチしていかなければならないと改めて思います。前回などは産業との関係等々ありましたが、いろいろな面からアプローチしていくことが重要なのであります。

その中で、手前みそになってしまいますが、著作権法は文化というものを支える土台であります。先ほど煩雑とか複雑と言われたように、著作権法というのは非常に枝番が多く複雑な法律になっておりますが、これはもちろん、好き好んでやっているわけではなく、先ほど出ておりましたような、文化の中におきまして権利者の利益と、それから著作物を利用される利用者の利益という、非常に微妙な利益のバランスを図っていく必要がある中で、このインターネット社会でいろいろデバイス等も複雑な中で、どうにかしてこの微妙なバランスを図るために、日々苦勞していつている結果、複雑なものになっているわけでございます。それは何のためにやっているかという、皆様クリエイター、そして、文化をお支えするための法的基盤を作るためでありますので、地味ですがお忘れなく、皆様を日々お支えしていることを、時々思い出していただければと思っております。

【馬淵会長】 ありがとうございました。

それでは、渡辺委員に一言、御意見を頂戴したいと思います。

【渡辺委員】 私は著作権分科会に委員として参加しておりますが、先ほどの御説明の中で、現時点でも非常に難しいと考えるのは、ダウンロード型の音楽というものから、今はサブスクリプション型に変わっているということで、年々利用者の志向が変わっていく中で、著作権者を守るという部分と、その利用者について考えるという、ここの点というのは本当にどのようにしていったらいいか、自分自身も作曲家という立場であります、難しい問題だと思いながら参加しているというのが実情であります。

近い将来、サブスクリプション型全面中心の世の中になったとき、機器に対しての録音録

画補償金について考えることが時代遅れのように捉えられることが危惧されますが、やはりその時点においても様々な機器に音楽を録音して楽しむことは、変わらず行われると私は思います。

こういうネット時代ということで、利用者にとってより安価で便利に利用できる新たな音楽提供ビジネスが生まれる中、ソフトの価値は下がる傾向にあることが懸念されます。著作者を守るということが本当に難しいのだということを実感しながら、それゆえに補償金関連に関しては、早く結論を出したいというのが実感であります。

【馬淵会長】 どうもありがとうございました。

それでは、1年間にわたって様々な部会でいろいろ御議論いただいた結果が、本日集約されていると思いますが、また来年度も引き続く委員の先生方は、それを継承しつつ、現代の諸問題に是非対応していただきたいと思います。それでは、これで本日の審議회를終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——